

各部課等の長 様

下松市長 國 井 益 雄

平成29年度予算編成に関する基本方針

わが国の経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、各種政策の効果もあり、月例経済報告では緩やかな回復基調が期待されております。しかし、アジア新興国や資源国等の景気下振れがわが国の景気を下押さえするリスクも懸念されております。さらに、英国のEU離脱問題など、海外経済の不透明感や金融市場の変動の影響には、引き続き注視するとともに、慎重な対応が必要とされます。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2016」を閣議決定し、2020年度の財政健全化目標の確実な達成に向けての具体的な計画として「経済・財政再生計画」が定められ、経済と財政双方の一体的な再生を目指すべく、各種施策の推進が求められております。

また、地方財政では、地方創生と地域経済の好循環の確立など、重要課題に取り組みながら、必要な行政サービスを提供しつつ安定的な財政運営を行えるよう、財源の確保とともに効率的かつ効果的な行財政運営を進めていかなければなりません。

本市では、これまでの基本姿勢である「自主・自立のまちづくりの市政運営」と「身の丈に合った健全財政」を堅持するとともに、「後期基本計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った将来都市像に向けた政策実現を、計画的かつ戦略的に進めることとしております。

本年度の最重点政策として、第一に「安全・安心の確保、充実」を進めることとし、市民の生命と財産を守るため、ハード・ソフト両面から諸施策を進めることとします。

第二に、本市がこれまで脈々と受け継いできた財産をさらに充実・発展させていくため、「ものづくりのまち」、「賑わいのまち」、「観光のまち」を振興の三本柱と捉え、加えて「人間力」、「地域力」、「発信力」を「魅力あるまちづくり」の創出に向けた軌道軸として、「未来へ誇れる住みよいまち“くだまつ”」を市民協働で進めてまいりたいと考えております。

各職場においては、前例主義や既成概念にとらわれることなく、行財政改革の実践、行政コストの低減や財源の捻出を図り、柔軟な発想を持つとともに堅実な予算編成となるよう期待しております。

1 歳入・歳出予算の編成に関する事項

(1) 当初予算全体の考え方

平成29年度の予算編成については、別添、枠配分表を基本に予算編成を行うこととすること。
職員人件費、実施計画に基づく投資的経費及び単年度施設改修などの特殊要因を除くすべてを枠配分対象とするため、原則として枠配分内での予算編成となるよう努めること。

実施計画に基づく投資的経費及び単年度施設改修以外の要求書については、提出の必要がないこと。(枠配分内に収まらない場合は、要求書が必要となること。)

特別な事情がある場合は、別途ヒアリングによる対応となるので申し出ること。

各部課等においては、事業の効果や必要性、優先度等を見極め、「選択と集中」の視点で事業を厳選し、効率的・効果的な予算編成となるよう心掛けること。

また、コスト意識を念頭に、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを心掛けること。

(2) 歳入予算

歳入については、今後の社会経済動向や制度改正の見通しなどに十分注視し、財源を的確に把握しつつ、適切かつ厳正に収入確保に努めること。

・市税については、課税客体の的確な把握に努めるとともに、自立した財政運営の確立と負担の公平性の観点から、収納率向上や滞納額の縮減に努めること。市税以外の未収・滞納金についても同様であること。

・地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付金については、国の地方財政計画及び制度改正等を十分勘案の上、積算すること。

・分担金及び負担金については、受益者負担の観点から、適正な負担の確保を図ること。

・使用料及び手数料については、受益者負担の観点から、適正な負担の確保を図ること。

・広告料収入など、新たな収入の確保についても積極的に検討すること。

・国・県支出金については、国や県の予算情報の収集に努め、動向についての的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

また、国・県支出金が、整理合理化された場合は、原則として配分された一般財源の範囲内で対応すること。よって、予定された国・県支出金が不交付などの措置がとられた場合は、事業の見直しや廃止を検討すること。

・従来、一般財源で対応していた事務事業についても、活用できる補助制度の有無を十分検討し、国・県の補助制度を有効に活用すること。

・財産については現状を的確に把握し、土地等の未利用財産について貸付や売却処分により、有効活用を図り、収入の確保に努めること。

・市債については、後年度の財政負担を考慮するとともに、適債事業を選択すること。

(3) 歳出予算

・各事業の枠配分については、平成23年度枠配分を基本に枠配分表を調整・設定しているが、安易に全額充当することなく、各部課等において事務事業の必要性を評価した上で、ゼロベース

からの積み上げを基本に予算編成を行うこと。

・枠配分外については、概ね、前年度限りのもの（事業終了含む）、扶助費、一部事務組合及び繰出金など特殊要因としているので、事業の計画性など考慮した上で、過度な要求とならないよう各課等で精査すること。

・行財政改革の一環として行われる定員適正化計画に基づく職員の純減は、行政サービス体制（職員の配置等）の見直しも必至であるため、各部（局）内において、組織の見直しや事務の簡素化について積極的に取り組むこと。

・事業効果の薄れた事務事業は従来の制度や慣行等にとらわれることなく、積極的に廃止を検討すること。

・従来からの関係諸団体等への補助金や交付金等については、奨励的補助金カルテに基づきヒアリングを行うこととする。（5部提出）

・投資的経費については、原則として実施計画に基づくものを計上すること。実施計画採択事業であっても、その予算化に際しては、事業の必要性・緊急性など内容を精査した上で要求を行うこと。また、実施計画に計上していない単年度施設改修、修繕等については、別途要求すること。

・新規制度への対応については、適切な準備を進めること。

・防災対策について、大型化する災害に備えるため、必要な取組みを検討し、要求を行うこと。

（4）特別会計

特別会計については、一般会計と同様に歳入においては適正な収入確保に努めるとともに、歳出においても事業見込み等を的確に把握し、計画に基づいた繰出金となるよう見積ること。

特に、医療・介護等にかかる特別会計については、給付費の適正化に向け、予防的視野に立ち、市民の健康維持増進に努める施策の推進に努めること。

（5）出資団体

市の出資団体については、事業内容、経営状況等多様な視点から検証し、健全な経営が図れるよう適切な指導監督を行うこと。